

函 保 予

令和 8 年（2026 年）2 月 1 2 日

報道機関各位

市立函館保健所保健予防課長

市内における「水痘」流行状況について

当保健所では、市内の定点指定医療機関から感染症の発生状況を定期的に報告いただき定点観測を行っております。水痘が令和 8 年第 6 週の報告（速報値）において警報継続となりましたのでお知らせいたします。

記

1 水痘報告状況

報告週	区分	報告数 (人)	定点あたり 報告数(人)	警 報 注意報
令和 8 年 第 1 週 (12/29～1/4)		4	1.00	
令和 8 年 第 2 週 (1/5～1/11)		13	3.25	警報発令
令和 8 年 第 3 週 (1/12～1/18)		2	0.50	警報解除
令和 8 年 第 4 週 (1/19～1/25)		9	2.25	警報発令
令和 8 年 第 5 週 (1/26～2/1)		4	1.00	警報継続
令和 8 年 第 6 週 (2/2～2/8)		5	1.25	警報継続

定点医療機関数：4カ所

- ※基準値 警報開始基準値 定点あたり報告数 2.00 人
警報継続基準値 定点あたり報告数 1.00 人
注意報開始基準値 定点あたり報告数 1.00 人
警報・注意報発令となった場合は終息基準値を下回るまで継続します。

2 予防について

水痘（水ぼうそう）は、空気中を漂うウイルスを吸い込むことによる空気感染、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる飛沫感染、ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる接触感染によって感染します。

予防策としては予防接種や水痘患者との接触をできるだけ避けることが有効です。

なお、定期予防接種の対象者（1歳～3歳未満）は、公費負担（無料）で接種することができます。

全国、全道の発生状況につきましては下記のホームページで確認できます。

国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

北海道感染症情報センター（北海道立衛生研究所）

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>

感染症・難病担当

TEL 32-1540

FAX 32-1526